



朝野雜載

二

明治廿八年七月

特別  
14  
1919  
22









の事の際 日公と事お事行内(市) (及び)の事と流  
しける時公は信長初年余ら奏滅しを遷都  
の業を痛く敗して遷都の地は江尾はぬくもの有  
るもの事と論りて書を授けしに江尾人ありし其  
氏ハ人と同じくも名は未輔と受し其の事其の  
事使の事しし人ハ其の事大なる事其の事其の  
事其の事をしし人ハ其の事其の事其の事其の  
と渡敷の事をしし人ハ其の事其の事其の事其の  
しし人ハ其の事其の事其の事其の事其の事其の  
し其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の  
ハ公は幾回も余の面を注視せしめたりし其の事  
と南院の事をしし人ハ其の事其の事其の事其の

呼嗟中と一巻の歎を著して曰其ハ人ハ其の事  
中余の余の事其の事其の事其の事其の事其の  
を怨りし人ハ其の事其の事其の事其の事其の  
れよと余の事其の事其の事其の事其の事其の  
究又ハ其の事其の事其の事其の事其の事其の

○開拓使事件の起るや大隈の死は十七年を期し國を  
開くべき議を建たるん其の事其の事其の事其の  
の聖詔煥然とせしめし大隈の死は其の事其の事  
論あり或ハ十七年國を云ふと大隈の死は其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の





ちう之を對して在野の人ハ多ク自治の事を喋るものあり  
リと云ふ要するは革命の愉快を一時に取るの言ふおる  
るも未だ生くるは窮乏この政治の要衝に當る斯天下  
を治するその言あるを以て設会者し之れに似たる  
者あるも彼れ偏見短視社会の現状如何を斟酌する  
ことを忘る其自の執て正理とするを激論の極を  
を忽ち之を施せんと欲する族の言も過きざるのみ  
此の如くもし朝野共其機を来る早きん喝發し相  
周章して之んを應ずるの餘地なきし然りと云ふ是の所  
謂る禍の早く及りし言のやまこの言もいけんは我  
黨在廷の有志者此れ時機を棄て我の政治の改良  
を謀り以て其不測の禍を未及る防よ夫の王室と

社会とを混せざるの言も又此際を當りて能く其直を  
制し斯變を應ずるを爲さん夫の禍を轉して之んを福とす  
すの於て我の未甚しき難事あるを見ざるや  
是を以て我党の夫の用使所僑官有物掛下の一案を以  
て政治を改良するの方便を供しこの言も日本山河  
をも政府の不きより救済するの一大目的を以てするの  
こと斯くあるの言も夫の一案は是を政治を改良す  
るの方便と云ふ言もいさか方便に於て之を論決するに  
我党を以て其權利を得るを要せざるも此の政  
治を改良するの便宜あるに之を以てするも亦決して遺  
憾ある可き言もいさか今更なる上乗の言もを再説しんば  
我党の夫の政治の改良を謀る為めこの一案の論決を使



用し我輩の棄すべき機をを作しとさう  
是に於て我輩は如何に當るべきかこの政治を改良すべきこと  
考へざる可らず顧みれば今の時を以てこの政治を改良  
すべきの道途は唯僅に二條あり一は過ぐるのみ二の道途  
とは何を曰く

第一 独裁政治の實を承け急ぐ法の奨励を爲す

カニ 憲法を制定し後法の奨励を爲す  
是の而に矣

惟今の時を以て政治改良の歩武を急げしことをカニ  
の道途に入らざるを得ざるのみならずも敢て妨ぐる所あり  
す二十年三十年の間は如何に之を以て天下の治平を

保つを得べしと云ふし果してこの道途に入らんと欲せん  
俄然大いに政府の組織を一變し智謀勇敢方正の士を  
擧げしん天皇の深信を辱し天下の恥を負ふことありん  
この政府を統率せざるものも今顧みて朝野の間は  
孰も秀く此種の人を求むらん其智謀勇敢天下の人  
心を屈伏すべしと云ふもの或は之を以て未だ大に恥  
を負ひし未だ深く天皇の信任を辱しざるも其の願  
所ありし爲めは此の大事の衝に當るべし地位を是備  
すべしとのありしことあり今も然るべしカニの道途は  
ひ其歩武を試みるべし由ありん然し強て其歩武を此道途  
に投ずるべしと云ふ中道ありん世論の風潮を摠  
動せしむ之を二十年の久きる維新三年乃至五年の

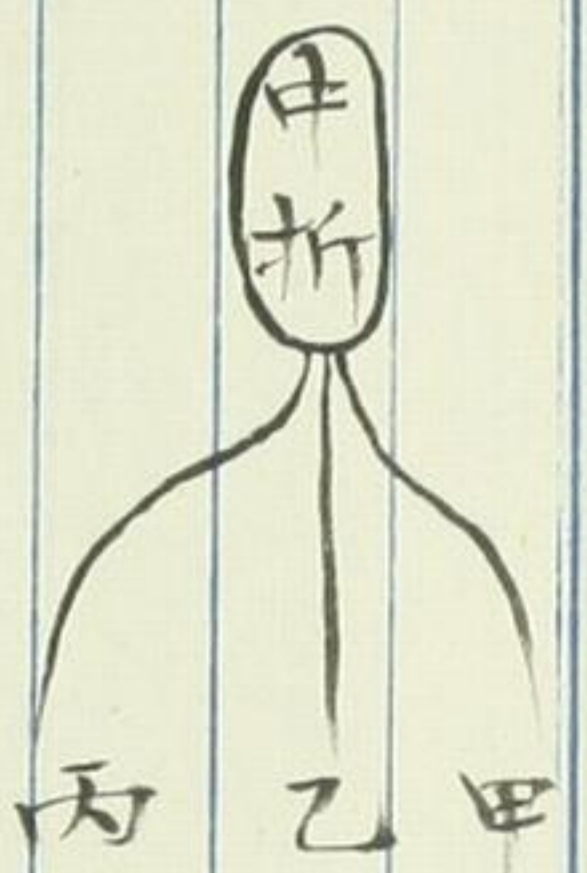
間と最も之を継続するに能く極可我日本を  
政府の不幸に陥らしむることありし抑も老人の辛苦  
して許方の計畫を今更に為すべし此の日本を救済し  
て其悔を隔らんとすも政府の不幸を避けるに  
人と欲するにかならざるのみ然るを其親あるを知ら  
この道途におてんとすも是の道途の本意を以てんや  
若し夫れ然らば我党の抱く此の道途を取らざるに  
出づるの手段を求めざるを得ざる也  
此の道途も敢て実行すべしと言ふ可くは其の  
能く其秩序を追い行かざるに是を著け、  
難めざるも我党を疲るる庶幾く我日本を  
政府の不幸に陥らしむるを得ざる也

叙して此の道途を以て我党の抱く此の道途  
途におてんや我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
め亦も我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
切言せんは我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
を要するも我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
之を以て我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
亦決して我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
定し夫の抱く此の道途を以て我党の抱く  
欲せんは我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
は早く先づ我党の抱く此の道途を以て我党の抱く  
いふ今更に我党の抱く此の道途を以て我党の抱く

以前早く夫の憲法制定の議を起し夫の閣案の如き不公正の言あるもの執るべきを制定せざる可からざる所以を痛論すべし惟ちオ一割とオ二割との間最も密接すべし其武を旋せざるに開場するを要せんは同時に此二方面に於て其戦端を用く我黨の最も軽忽を付すべしとせざるもさる此くの如く一而に於て其下の非を論じ又一面に於て憲法制定の議を上呈して第一論線に於て幾干の反敵と幾干の賛成者とを得ざるの成敗あるべき要正を在る字を顧憲せざるの如く是の於て其の要正の如何を願ふべし蓋し他の三種の外は出ざるべし

第一 (勝)

オ二



甲 開拓使廢止、年限ヲ延ス

乙 樺下ノ金額ヲ増加ス

丙 一面、樺下ヲ必行シ若クハ開拓使ノ廢止ヲ延期シ若クハ樺下ノ金額ヲ増加シ又一面ハ自治法ヲ制定ス

オ三

(頁)

其要正實に茲の外なきが而して我黨の樺下ノ閣案に就て其全勝ヲ制すを得る字向く甚だ期し難し生れぬるときは内閣及び各廳の情況未だ人々我黨の利ありとせんも其内閣内閣も亦人々三條の既其要正を論破するの實力をも又其職を辞するの意あり其意を辭して此問題に其手却て此機に乗して一政黨を固結するの意あり加せん

彼河村と同行車上り其意未だ満るのより山路に彼れ  
の強弱如何を觀せし山田の如し我の世せず伊藤の後  
卒不功利應藩中の連衝を喜みて未だ足めざるの如  
し且つ薩州去力の若く飲の如き里田の言も亦さ  
其他の人と異大抵藩藩成の連衝を之の稀ん言す  
一統して我輩を抗すの如し井上の表面に抗し敢し  
此事を倒せざるの如くすと其意未だ大に異因を抱き  
我輩を抗すの世平生の所めを以て之を下すを以  
へし又陸軍部由なる鳥尾三浦五等の連衝  
ありサレし我輩を利あるの觀ありと其極む之を恃  
ちの定りし況人や大山の如き内心をより薩藩の死の  
意を以て之を喜ぶるの如しけん陸軍部設ひ我輩を

抗せざるも又我輩を利あるべし警視其内意あり我  
之の觀ありん必し我の不利ありし時めたる此處  
の要所なるの多くは薩藩の出たりん其極處  
の奉動に我の利ありしと以て之を得たり又内務長  
官の意應早く既我輩と反すその今よりを以て  
ゆるべき也之の及し我輩の持論を助くるもの内閣各廳の  
間も於て幾人を得る乎我輩を以て之を以て天の星の如  
く唯僅る左大臣宮大木河野及び大森農商務司  
法華の友吏若干名ありん又民間某等の賛  
成を得たりと其其力頗る多し況人や且亦二番の  
論案未だも皆上文の法に利ありん其中其  
心ありんも亦未だ満るのより然し夫れ然る第一

着の同案を就し我黨の全勝を制せんことを期せんと欲して  
期すること能はざる也然れども是れ素より我黨の患ふ  
べき所ありし我黨の第一着の同案を制せしむるも其  
全勝を希はざる也

我黨の第一着論の全勝を希はざるのみならず  
寧ろ此論案に於て全敗するも猶可なりと思惟せり  
其如何とるんば我黨は第一着の同案を制せしむる  
敗北ししんば第二着の論案に於て其論鋒を鋭敏  
にすらしむる一大機會を得頗る政治改良の歩武を進む  
るに便利あり也蓋し第一着論の如き理の最も觀易  
き者にして公明正大の議廟堂の入りし所とるべき事  
なり夫の同案を就き我黨の主義を賛成ししむる者

必し皆激昂して又勳の勢を顯りし我黨も亦忽ち  
此不幸不正ありと鳴し以て憲法の制定する所次を  
諒めしむるを得念を起して念之を切論するを得  
得んば

唯我黨の爲め最も忌むべき者第一着の同案或は  
我黨半勝本敗に敗着し所謂中折の議を決す  
ことあり是れ其故如何とるんば若し不幸にして中  
折の議を決するも我黨の全勝の時の如く其勢を  
棄して政治改良の歩を進むるの好手を得るも道  
々く又全敗の時の如く第二着の論鋒を鋭くして  
又敵と雌雄を決するの好時機を得るに由らんば  
也然れども中折の議は前段を示す如く甲乙丙三個

の別種あり其種類の如何に依り之を關係を異にする  
このあり今一々其結果を講究せざるを得ず

試みる中折の議を甲の正に決せしむるとせん其社会  
の言あり而も柵下の醜劇を後日再演するもの實大不  
きを保せし又我黨政治改良の謀略を實施するの途に  
於て最も妨碍あるを認め其如何とするか夫の第一書の  
論案に於て我黨を賛成するもの中漠然政治改良の事  
を看過し始より憲法制定の事あるを思はざるものありん  
又其中北河案の復正をのみみる希望し却し憲法の制  
定を怠る者ある惟少なる此等の輩は柵下の議を中止し  
延期の議を決するものあり其持説の實行を阻むる  
を喜む或は痛痒相関せず或は自ら疼痛あるを歎

一 莽然去て我黨と共に亦二書の論戦を同よせざるへけ  
の心あり

又この正に決せしむるとせん其結果甲の正に決せしむ  
時と大差異あるを見ず利権社会を不利し我黨の方  
略を妨碍すべし又丙の正に決せしむるとせん我黨に  
僅らざる之を從て我黨略を必行するもの道途を及見する  
を得べし矣

是を以て我黨の正を荒し第一書論の全勝を期す難しと  
せん寧ろ自ら謀て全敗し公衆を示すに我黨の論を持し  
ちらう衆惡の爲めは座迫せざるん失敗は不利し事實  
を以てし之を依りて亦二書の論鋒を鋭くするもの手段を求  
め果然斯の論案に於て我黨の必勝を謀らざるへらう

而して若し或は之を誤することある我党の幸甚し中折の議を丙の点に決せしめ以て其進路を求めざるべし此議を甲乙の二点に決せしめ以て我党オニの快楽ヲ要する好時節を去る可き也

然れども中折の議中甲乙の二点一時の不安を苟論するもの最も懸みし易きありし事亦行ひ難うとせざるものもん此二点の一二決らんことを最も近しとするが我党ハ此二点に決すも不幸を未定の際に防過せざる可きなり而して之を防過するもの策は割切に楯下の非ざるを痛論し益々彼党の抗抵心を激動し他人を以て中折の議を其間に入るの由なきしめ又彼党をしてこの中折の議事を然諾するも餘地なきしむるを要す然ん

とも此策なる甚に淺近なり未だ完全ならざるも多クハ之を拘らざる中折の議を決行するも未だ保すべからざる者あり若し夫ら然らば我党其熱心この中折の議を道すひて夫の丙の点に決せしむるの方案を講せざる可き也

抑も中折の議を誘ひて丙の点に決せしむるの策あり他は強く楯下處分の非ざることを憲法制定の要須とする所以を論議し彼をして寧ろ歩を憲法制定の点に枉け以て楯下の議を行んと欲するの念を起さしめし然れども彼党は素より國憲法の制定を拒まんと欲するものなり此際或は其論歩を此点に枉けざるも亦知らず可なり若し夫ら然らば中折の議を誘ひて丙の点に

決せしむるの北集聖未比以てめりし全かれ易きことありと云ふ可らざるなり

唯夫の斯の如し是を以て我党に更なる最後の一案を案し其不実を備へざる可らざる而して其二策なる聖上還御の前を以て間を請も天皇に謁見し憲法制定の今日止むるべき所次を具状し更なる内閣外に就し憲法制定論の賛成者を求めの中外の声援を依り其制定の議を断行すは是の也但し其故を生ずるを求むるに取て白面の書生輕蔑の者流を以て所謂の筆舌の愉快を一時に取るにのみを求むるの謂あり即ち在廷官吏の銘々たるもの及び在野百理の士として其影響を内閣の議に及ぼすもの定むべき

このを求むるを謂ふ也依て顧みれば指を屈し其賛成者たるべき者を数少くせん大なる四十名内外の人を以て蓋し此輩の中間に或は中折の議に満足しをりる憲法制定の後賛成するもの氣候を減殺するものありしと云ふその故は自ら多くして内閣法人の如く一十數の畫限せり又憲法の制定に於て直接の利益を感じし族輩少くせん之れを以て大なる影響を我政略に及ぼすの患を予や也

唯人の倚りし事を成さるる後其人却つて跋扈するもの甚多あり是を以て我党に於て朝野の賛成者を求むるの策最良之を巧めを尽し其後患を豫防せざるを得ず今之を約言せん我之を彼に求め



すして彼のうらを我に求めたまふ事ありしめきり  
とすやうし此輩は其自力を以て政治を左右する  
地能く恒に内閣の人を依て其事を遂げんと欲す  
このまゝに若し我の巍然正議を唱へん此輩を深  
導するを彼人も之れに依恃を得るを喜ば  
其疑懼の念を去り勇直まりて我を賛成するらん  
若し夫然らば是れ我の之を彼に求めずと彼人却て  
之を我に求めしものなり後患の實余に於て必  
を也

此くの如くして其我をを縦横するべき以て政敵と爲  
中する交は我党没令い一部曲に挫敗するも能  
く其勝を全局に制することを得其政治を改良する

の目的を於て未だ必勝の胸算有とせざる也

○日新用新敵情の事合圖の時たす年々之  
を極しし移利をなすにふんせしと思ひの外神  
高の事いふも信すしおれをなすにふんせしと  
りたるは信しむるに波もし余も疑ふ事ある  
所の事あるしとありの事測をすしとありの事  
しとありの事測をすしとありの事測をすしと  
の間極しし移利をなすにふんせしと思ひの外  
と極しし移利をなすにふんせしと思ひの外  
る所の事あるしとありの事測をすしとありの  
事あるに極しし移利をなすにふんせしと思ひ  
痛をなすにふんせしとありの事測をすしとあ  
りけんしとありの事測をすしとありの事測を





この諸代議士の痛く此の事甚く憂るも、議合するに於て此の先達の四民の言ふ事と示す事とあるは折角の談判も或るは色々の事ありしれども、漸く其の先づけたるも本に閉院式を行ふ事とせんか、為るは令儀を以て、め此言を著ししとせんしと先づ伊藤の理を指す、此之を申さしむるは伊藤も狼狽の折として、閉院式を延すの上議を以て裁可を以て在閣諸代議士の電報を以ての議院に申付し、衆議院の格と大寺保より所爲の代議士を降ろすこと、即ち是の如く、憲法を濫用する、事の重傷、裁すべしと、議院の之れが為るは失体とせしむる、衆人と異り、同様に之を認め、果して在閣代議士の血走らざるやと、言ふも

あり、或は此言味を看過す、もし、事と馬安の詞に一矢衝突を起さざるが、之を、あめ、閉院式を延び、その事、既、上、議を延ばさうとせん、伊藤等の先づ、之の金を、此下、下、ん、し、ち、り、し、る、各派、臨、明、集、合、を、開、じ、之、を、激、し、或、は、在、閣、大、臣、の、言、見、を、叩、く、ら、の、も、あ、り、し、の、在、閣、諸、代、議、士、各、派、と、同、意、を、し、馬、場、大、臣、と、在、閣、諸、代、議、士、の、間、に、終、了、す、御、開、く、る、聖、旨、を、以、つ、て、閉、院、式、を、行、は、し、さ、る、は、在、閣、大、臣、と、此、言、を、執、き、面、目、を、し、し、を、主、と、す、委、員、を、も、辞、し、さ、る、は、折、角、法、般、の、改、善、を、  
○朝鮮政府、二百萬の金を貸す問題、一時非常な政府の預託を苦しめ、在韓の井上、折角法般の改善を

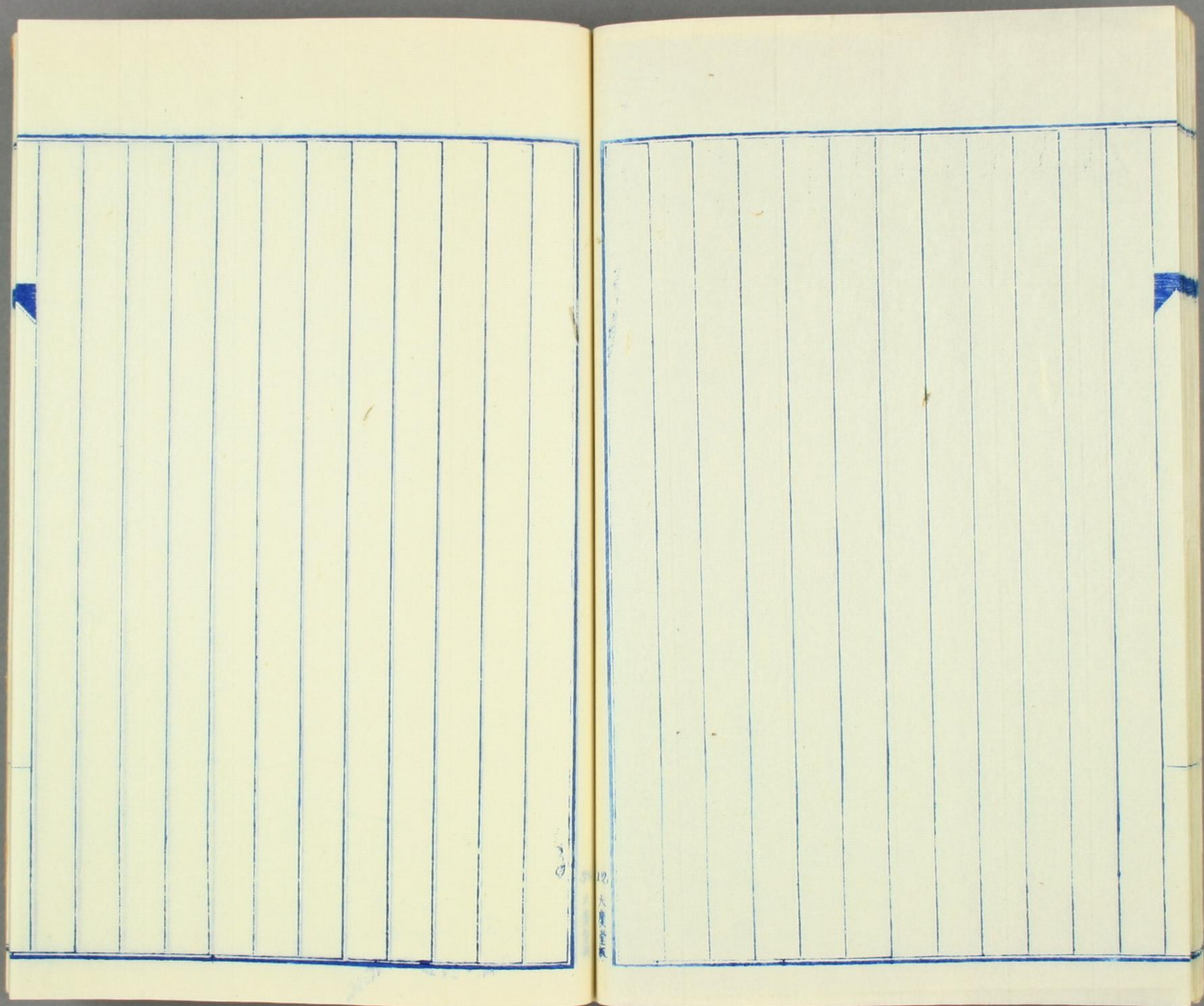
企て韓廷を以て斷せしむる事聴かざりしを以て今之  
れを以て行はせしむる固き事なりしを以て其の事  
ハ責任上属し送金を本國政府に促さるも政府も  
くも之を難しむる事ありしを以て内井上の  
督使の失の責あり急ぐ事ありしを以て津浦の  
ルル事ありし朝鮮を以て引く事ありしを以て  
吾相、日本領りの山田、其の事ありしを以て山田の  
之れを勿論し朝鮮の事ありしを以て其の事ありし  
るしと言ふの計りの按察ありしを以て内閣も其の  
事を終る事ありしを以て陛下の御心とらふ事ありし  
畏しきお説ありしを以て山田の事ありしを以て其の  
説しを以て其利ありしを以て極めし事ありしを以て

伊藤代治士中各派を代表せしむるを以て今之を以て  
を流り出せしむる各派の言論の向きの事ありしを以て  
道みそり義侠を以て金を以て位を以て其の事ありし  
らふと申入る事ありしを以て伊藤の事ありしを以て  
此の流りの事ありしを以て其の事ありしを以て一日を以て  
とまへる代治士を以て代治士の修らるる事ありしを以て  
し遂に三つの事ありしを以て其の事ありしを以て其の事  
伊藤を以て其の事ありしを以て其の事ありしを以て其の事  
ハ其の事ありしを以て其の事ありしを以て其の事ありし  
一其の事ありしを以て其の事ありしを以て其の事ありし  
首お招致する方法を以て其の事ありしを以て其の事ありし  
以て其の事ありしを以て其の事ありしを以て其の事ありし

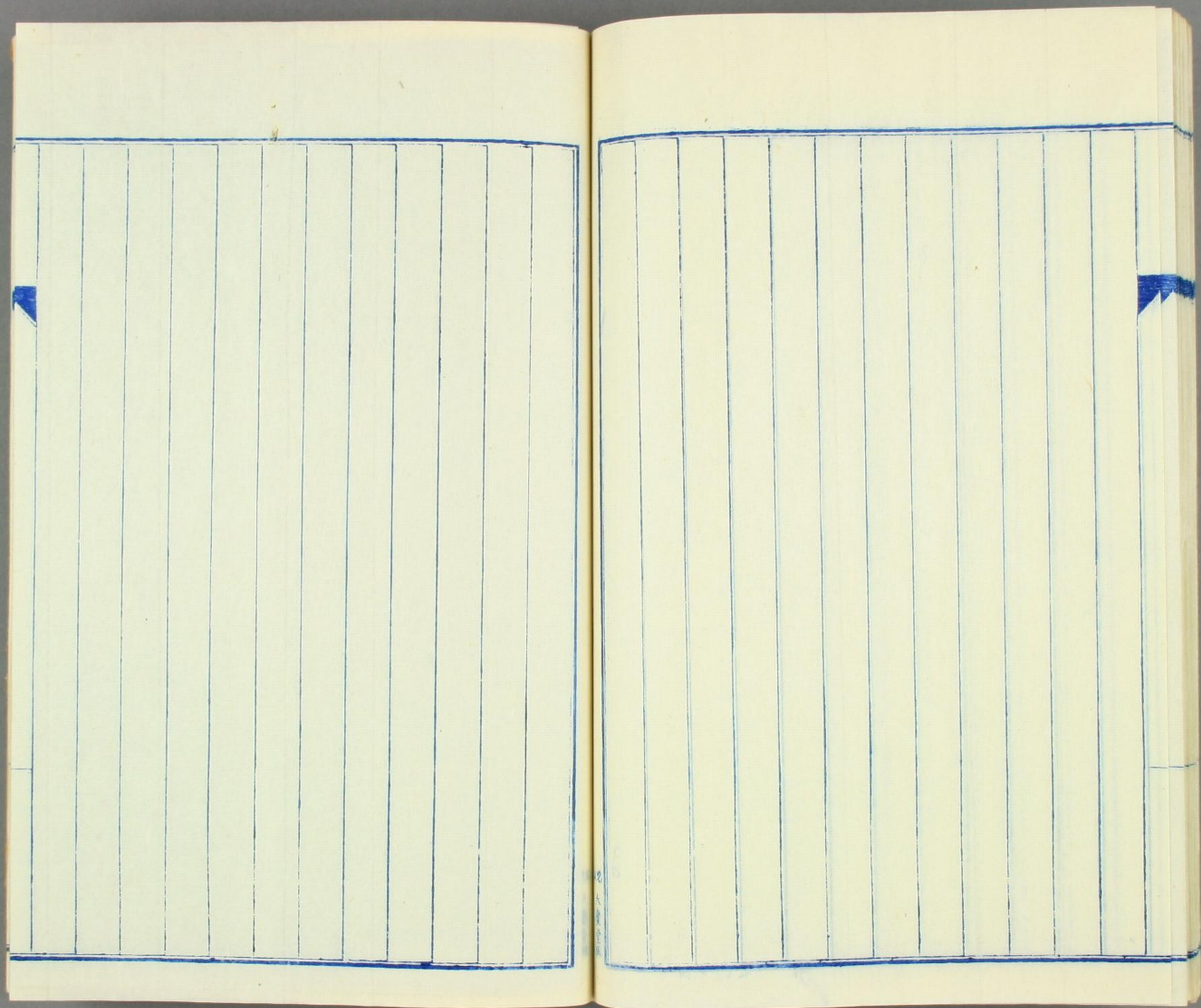
附たるは里の在籍の事人の倭傲の者をせしめ  
 人々を輩の...  
 由排日熱の連集...

の一...  
 つ馬宗條伯の初や成るや大詔...  
 北泥の若...  
 伊藤陸奥...  
 北泥の若...  
 伊藤陸奥...  
 北泥の若...  
 伊藤陸奥...

二...  
 一...







○佐伯惟茂考其孫のまゝに及ぶしし次大守なりまゝにして原  
に姓改上の御命清治を年一とて中内入曰く彼大政奉還  
たりや考み應三年十二月ありしと云々其孫延久ありしと云々  
僅に米穀を倉庫多し米穀二万石も大納米穀四万石も西  
年ニ考み米穀五万石令計七万石も是に後には米穀も能は  
の有と考みしは後米穀を造りし時況四萬石も其考みしは  
しなりしの大坂西京江戸米考みしは米穀と大納米  
は佐伯の鏡山ボ令しと云々考みしは九十三箇の金穀と考  
地も冬代考みし其考みしは考みしは考みしは遠陽の  
地も考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは  
考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは  
考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは  
一挺の銃一錢の金も考みしは考みしは考みしは考みしは考みしは

すゝと彼らに如くすらし、蓋し古の勤王の大志を抱き  
たる薩長土肥の四藩各々十萬石を朝廷より其役糧  
食を給し、其の法を吏の如き、丁も給送らる俸給を仰の  
す皆冬冬藩之を以て換へ、然るも尚ほ未だ軍資を交  
へ不足す、此の時、幸う三宮八宮(由利公正)出で、身を財政  
の要命西京二條に金穀出納所を置て、出納を監督し  
又初め太政官札を發行して、其困難を救ふと、その  
ころ未だ楮札の信用甚だ微弱にして、之れを通用す、然  
いせり、一時、安藤就る大坂より出て、八宮に歸りて  
財政を掌り、其困難の故、そのころも見、三井、山崎  
島田の三豪商を招き、之れを強て、一と正金を借り入れ  
たり、蓋し明治元年より同四年に至るまでの金銀六萬

大藏省

九十三萬七千四百七十四の内八分、三豪商の出せし所なり、明治  
治五年の改め、之れを返金なり、又三府及び兵庫の高  
人より借り入れたり、金銀四萬二千四百九十九兩、五  
丁、銀り、その高社より借り入れたり、金銀九十九萬四  
千六百七十五兩、五丁、五十八兩、五丁、九十七兩、五丁  
而して内四人、二倍の借り、金銀紙幣を以て返金なり、此  
より紙幣が漸く通用するに至り、と、其年四月に於ては  
尚ほ未だ通用するに及ばざりし云々

○佐佐木又函館巡討の事を説き、後主大なる等、函館  
土積部より據りし降らざる、一夜三岡八郎大村益三郎、其の  
中三岡大村の言を以て、蝦夷地に言ふ、此門の銀鑰を以て  
沃野千里、其の我々の庫を以て、此の言を以て、後主等據りし降



昔、維新の世より、世つし切り、と云ふ所の、世の潤を  
せし款、三万五千圓の額、六十萬圓なるもの、を  
蓋し、其の破産の目的、あり、身代限を命ずる、能く、  
一所以、

○又、同く、破産の後、身代限を命ずる、許さざる、擲以、相違ふ  
而して、法律に據ると、自ら、身代限を命ずる、事、なす、ま、  
唐傳主を、満せし、たる、能く、と、して、大、  
監的、監査局と、する、事、を、  
一七九年の、  
考、  
の、  
財を、  
大慶堂

○支那の、  
料、  
料、  
ん、

○山田、  
こ、  
女、  
の、  
の、  
○金、





とんどの河原の浦のしるしとていふのさし  
は杜若とていふのとて大矢とていふのとて此の  
流の本流に傳へていふのさしとていふのさし  
余もなれとていふのさしとていふのさし  
とていふのさしとていふのさし

○伊原の好むとていふのさしとていふのさし  
との間にまゝとていふのさしとていふのさし  
ぬいせんとていふのさしとていふのさし  
波軍とていふのさしとていふのさし  
伊原の好むとていふのさしとていふのさし  
今急件ある事とていふのさしとていふのさし  
りていとていふのさしとていふのさし

余の世にまゝとていふのさしとていふのさし  
事のあらむとていふのさしとていふのさし  
守の心を聞くこととていふのさしとていふのさし  
りしむとていふのさしとていふのさし  
まゝとていふのさしとていふのさし  
左の狂歌を詠しとていふのさしとていふのさし  
投しとていふのさしとていふのさし

鳥光の下をたつた町のまゝとていふのさし

いふのさしとていふのさし

○急性火薬を甚く下瀬雅九の余のさし  
日清の戦事とていふのさしとていふのさし  
刃の誠とていふのさしとていふのさし



け多しの大船を製し之を被に運りしものありし  
海軍部内の候候りし言際ありし七日入船して  
に及ぶると藩閥の勢言場在る海軍部の人等  
ししぬ事なきし隨分馬鹿にせし事ありし

○日比谷の四会議事堂の焼けたる其原因電氣の  
云いし一の疑問に相違なく其盛にまゝの電氣の  
開きたる談を以て洩れゆくや其の政府の議事堂  
の炎焼前日多くの書類を入れたる長指を握りし  
り又失火の節廊下の敷板も長く石油を成したる  
目撃者あり之の等と合せたるもの政府の書類を  
あつと知り洩れり余りし候ら焼くをたゞいふ  
ころと或るもの合し候りと云ふと且く疑をなす

12 大慶堂版

他りの記憶を便す

○才八議事堂の終るに須磨艦の道水式を披露する  
とて余七代海軍少将と相見え披露するに都  
合ありし見するに他ありなき事ありし人の元し  
を少けん候めし仕決りしものありし後これ見えしを梅  
（たけ）其後これありしに艦は海に歸りし陸上及び  
あのの向配を以てありし艦唐の地を接するにありし  
龍骨を以て溝あり又艦の左右の傾きを以て幾本と  
支へ棒を以て装束しありありし初ると同様の事  
ありし此の棒を漸く外してハ其初め及痕跡をペンキ  
もて掩ひ最海の支へ棒を外すと同様の艦の溝を以り  
し海中凡そ十町計のややく馳せりし船は仕決

しる珠を祀るるを曰ゆる船中より敵の十回旗を元にし  
たる天目星のあまきしを利を節を言ひ辨く親衆  
ハ是より拵手大留采をさしとくと又余名の式に様  
しめを呼ぶを同様の艦隊を書きたるこの名を呼ぶの  
殺那あふん出るの仕懸りあつて事人眼の顔る奥  
あつてこの思へん

○友人土方宰(法皇後士)十石川植物園に於て流時<sup>（流時）</sup>の披衣<sup>（披衣）</sup>を  
りし由余も拵えんをいり行ふありし秋月佐都支の出立  
るるとき秋月の笑ひさつて其の挨拶<sup>（挨拶）</sup>は日よ来余  
一同の笑ひも吹きせしと一談柄を語り出て一向く主人の  
めくく披衣を有したり私にお集を迎へしと此節  
ひあつてもせんしとて赤皮衣いたるをいひあつても

○戦<sup>（戦）</sup>の爲の後をさるの披衣をいひあつても  
しるれれれれ戦<sup>（戦）</sup>の二字聴きあめあつて感とつ此  
（たる中より此節の休戦やむいこのまじなやうにして  
あつてと云ふ六月二日記）

○久しき間詔勅大抵お井上殿の執業に停りし  
日清戦多中の詔勅いふ行も中作も一談おあ  
感をさしとて此の事ありり朝比の朝にたふ  
あつても

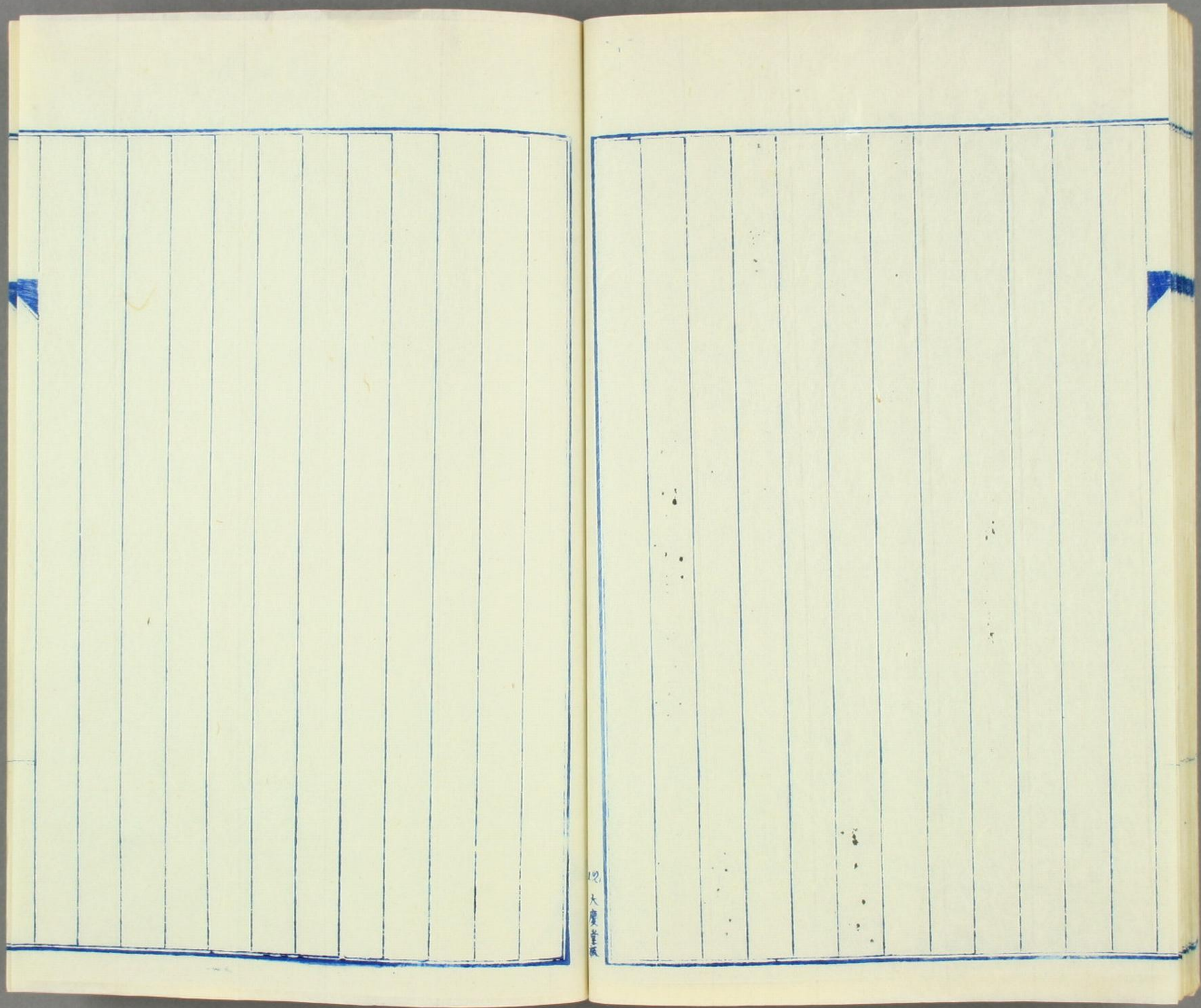
○昨夜(廿年八月一日)近衛宮の酒席に余も雑話の序  
公の得意のお披露出づ公の余も体言に廿一景目  
あつても錦ハ両手を思ひの上は四かき余を其上  
載せ容易に持とるる錦の外他は余を持とるる

ある人あり

○ハンガリーの國令を於ける議事規則を討論終  
後の事あり。然る海海陸軍の協力を極め或は  
ある者ありてある事を歴伏する。ことありと云ふ  
○七月二十一日近衛砲兵として其の法やき。和文  
三の書信のその日。此地新竹城。一日ラ勝つセン。連カニ  
湾府ラ隔し台南ニ到ラシ。其程ニ堪へス。氣候ハ日中九十度  
ラ昇降し松岡ハ餘程降下ス。炎熱ノ為メカ大概舌、白色  
ラ呈し孰しモ多クノ疲ラカク感し居レニ勇氣効クナリ。云々  
一時糧道ヲ絶タシ。え。為メ甚汚米ヲ食フ。止ムラ得サル。至  
隨分困却シタルモ慣ルレハ麦飯位ニ食ハル。ナリ牛ノ糞  
ヲトハヌテ瓜ノ塩漬ヲ好マワ。次オナリ米ハホ一四ハ母既

大東堂

新終リオニ面積付ノ時をナシ。由ナレハ戦争ト云フ。為メ未タ  
取掛ラズ。日本ノ十月頃。如キ水田ヲ盛蓄。見ハハナリ  
此程野外ニ至リ。里芋ヲ掘リ。僅カ十株位ニテ一斗三升  
ニテ。警入タリ。之レハ別ニ耕シタル。証ニナリ。唯々植付タル  
ニテ。雜草ノ中ニ交ハリ。居ん。格恰カ。天然生ノ如シ。地味ノ豊  
沃思フヘシ。台湾ノ人民ハ。臺東半島ノ人民ニ比シテ。カハ抵  
抗カ。ア。カ。カリ。之。シ。ラ。使。役。ス。ニ。モ。半。島。民。ノ。自。由。ナ。ラ。ス。併。シ  
大。声。ヲ。發。シ。テ。泣。ク。有。格。ハ。速。ニ。本。國。ニ。於。テ。見。ん。能。ハ。サ。ナ。リ  
婦。女。ニ。半。島。ノ。如。リ。人。ヲ。畏。レ。ス。官。外。ニ。賣。色。婦。女。有。リ。タ  
ル。數。兵。ノ。兵。士。面。部。ニ。床。シ。臥。シ。唾。ナ。ド。掛。ケ。タ。ル。モ。平。然。トシ  
テ。手。拭。ヲ。以。テ。之。レ。ヲ。拭。ヘ。テ。敢。テ。怒。ん。色。モ。カ。カ。リ。シ。云。



12  
大度堂

以下全て  
白紙

